

京都市消防局訓令乙第13号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1制帽の款を次のように改める。

制 帽	男 性 用	地 質	濃紺色の布地
		制 式	<p>円形とし，前ひさし及び顎ひもは，黒色の合成皮革製とする。</p> <p>顎ひもの両端は，帽の両側において金色の金属製消防き章各1個で留める。</p> <p>形状は，第1図1（1）及び（2）のとおりとする。</p>
		帽 章	<p>帽の前面に，黒色の布地の台地に銀色の金属製消防き章を金色のモール製の桜模様で囲んだ標章を付ける。</p> <p>形状は，第1図2のとおりとする。</p>
		周 章	<p>帽の腰周りには，黒色のなな子織を巻き，消防司令以上は蛇腹組の金色の線及び蛇腹組の黒色の線を，消防司令補は蛇腹組の黒色の線を巻く。</p> <p>形状及び寸法は，第1図3のとおりとする。</p>
	女 性 用	地 質	男性用と同様とする。
		制 式	<p>平頭型とする。</p> <p>形状は，第1図1（1）のとおりとする。</p>
		帽 章	男性用と同様とする。
		周 章	男性用と同様とする。


別表第1 合冬服の款上衣の項地質の目中「合冬帽」を「制帽」に改める。

別表第1 夏服の款ズボンの項地質の目中「夏帽と同様とする。」を「紺色の布地」に、同款スカートの項地質の目中「夏帽」を「ズボン」に改める。

別表第1 防火帽の款地質の項中「本部指揮救助隊員」を「統括指揮隊員及び本部救助隊員」に改める。

別表第1 防火衣の款ズボンの項地質の目中「本部指揮救助隊員」を「統括指揮隊員、本部救助隊員」に改める。

別表第1 靴の款ゴム長靴の項中「ゴム製」を「合成樹脂製」に改める。

別表第1 第1 図中「(合冬帽)」及び  を削る。

別表第2 統括指揮活動服の款統括指揮隊員腕章の項中「紺色の布地の台地に金色の糸で縁取りを，金色及び銀色の糸で図柄を，金色の糸で「KYOTO」，「統括指揮隊」及び「Hyper Command Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとする。」を「紫がかった濃紺色の合成皮革製の台地に金色の刺しゅう状の縁取りを，金色及び銀色で図柄を，金色で「KYOTO」，「統括指揮隊」及び「Hyper Command Team」の文字をそれぞれ付けたものとする。」に改める。

別表第2 特別高度救助活動服の款特別高度救助隊員腕章の項中「紫がかった濃紺色の布地の台地に赤色及び黄色の糸で縁取りを，銀色及び金色の糸で図柄を，オレンジ色，黄色及び銀色の糸で「KYOTO」，「特別高度救助隊」及び「Super Advanced Rescue Team」の文字をそれぞれ刺しゅうしたものとする。」を「紫がかった濃紺色の合成皮革製の台地に赤色及び黄色で刺しゅう状の縁取りを，銀色及び金色で図柄を，オレンジ色，黄色及び銀色で「KYOTO」，「特別高度救助隊」及び「Super Advanced Rescue Team」の文字を付けたものとする。」に改める。

(施行期日)

- 1 この訓令は，公布の日から施行する。ただし，制帽及びゴム長靴に係る改正規定は令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬帽及びゴム長靴は、当分の間、なお従前の服制によることができる。

(消防局総務部人事課)